

■ 川崎南高校のアスベスト除去現場からの報告：裁判編

2009. 04. 27 渡辺治建築都市設計事務所

行政の裁判に対する主張はまったくウソです！ そのような事を言う職員がいたら誰か教えてください！

●行政の主張：ウソです

- ・ 周辺住民12人が平成19年に「解体工事禁止の仮処分」を申し立てたが、東京高裁、最高裁まで抗告して、棄却されたので、工事を行なうと危険であるとする住民の主張は間違っていて、工事を行なっても安全である。
- ・ 神奈川県は上記の周辺住民12人を「工事妨害禁止の仮処分」を横浜地裁に申し入れて、勝っているので、周辺住民12人は工事妨害を行なった一部の過激な住民らである。

●裁判の経過：本当です

- ・ アスベストの工事は、事前調査で見落としがあれば、非常に危険だから、一旦工事を止めて欲しいというのが、最初の仮処分裁判の主張でした。
しかし工事の危険性を立証するには、住民側の立入り調査が必要でしたが、裁判官の和解の申し入れに対して、神奈川県は住民の立入りを拒否し、住民の主張は棄却されました。この裁判は、「住民側が危険性を立証できなかった。」ということが結論であり、「工事を行なっても安全である」ことが立証されたわけではありませんでした。
そして、神奈川県は住民の要求や国会議員さんらの要求によって再調査分析を行ない、平成21年1月20日に13箇所を新たに調査したら、13箇所全からアスベストが検出されたと発表。つまり、住民側の主張が正しかったことが立証されたのでした。
- ・ 12人の内少なくとも6人は工事妨害があったとする日には居ませんでした。しかも、あとの6人も工事妨害をやった事実を県は立証できずに、最後は、現地に居たことがある者は工事妨害を行なう可能性があるので、工事妨害を行なうな、という決定を出して欲しいと主張をひるがえし、それを裁判所が受け入れ、12人に限ってこれから工事妨害を行なってはならないとしました。つまり、12人が工事妨害をしたということではありません。

1 最初の仮処分は実は住民が勝っていた！

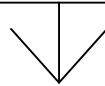
もともと、川崎南高校の解体は、「土壌汚染に対する住民の不安を取除くため」がその予算可決理由だったにも関わらず、それよりもはるかに危険度が高いアスベストの除去工事に関しては、ほとんど住民に周知させずに、業者の入札を行ない、事前調査では体育館にアスベストフェルトしか指摘されていなかった。

平成 19 年 10 月 31 日周辺 12 人の住民が、代理人日置雅晴、北村行夫、古澤眞尋、田辺英幸ら弁護士により、「解体工事禁止仮処分申立」を横浜地方裁判所に申し立てる。「事前調査が不備であるので、このまま見落としがあるまま着工すると危険である」とする主張が含まれていた。

平成 20 年 2 月 4 日横浜地裁の決定に不服として東京高等裁判所に抗告。裁判官の和解の勧めに応じ、「見落としを立証するために、住民と専門家による立入り調査」を和解条件として提示したが、神奈川県は、「事前調査は十分でしたのでお断りします」と立入りを拒否。

その結果、アスベストが飛散する危険性を立証できず、棄却される。

平成 20 年 6 月 18 日、それにも不服として最高裁に抗告するが、棄却される。



事前調査の見落とし発覚：結局裁判は住民が勝っていた！

20 年 12 月 3,4,5 日 住民側は、具体的な箇所を示して再分析調査を県に要請すると共に、川田龍平議員は、環境省を通じて県に指導を要請。

21 年 1 月 20 日 新たな 13 箇所の検体を採取し、分析し、全ての箇所からアスベストが検出されたと神奈川県は新聞紙上で発表。(資料 4)

事前調査が困難だった箇所との説明だったが、検査機関から提出された写真の箇所ほとんどは事前調査が可能な箇所だった。(資料 5)

本来ならば、業者が見落とししたので県は告発すべき立場だった。

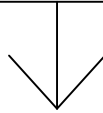
事前調査の見落としまだある！：再度仮処分申立中！

21 年 1 月分析調査機関「オオスミ」の報告書に、「本報告書に記述されない箇所が存在する場合があります。」と明記。(資料 5 p1)

2 工事妨害は少なくとも6人は冤罪

平成20年3月7日神奈川県は、アスベストが飛散して不安だとして仮処分を申し立てていた12人の周辺住民を、工事妨害を行なったとして、工事妨害禁止の仮処分を横浜地方裁判所に申し立てる。

しかし、県が工事妨害があったとする2月2,4,7日には、12人の内たった6人しか現地にはおらず、この時点で間違いの裁判であったことが分かっていた。横浜地裁では何度も審尋が行なわれたが、県は誰として工事妨害の行為を立証することはできず、途中から「居たことがあった者は工事妨害をする蓋然性（可能性）があるからこれから工事妨害をしないように決定してくれ」という主張に変える。

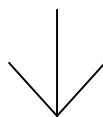


工事妨害立証せず、もうしないようにと裁判官は決定！

平成20年9月5日、工事妨害行為を1人も断定できなかったのに、裁判官は12人に工事妨害を行なう可能性があるかと判断し、とにかく12人に限ってやらないようにとの決定。

しかもその中の1人は、居たこともないのに、居たことにされた。つまり冤罪（えんざい）になった。

平成20年9月10日保全異議申立てを横浜地裁に行なったが、平成21年2月26日棄却される。



不服として抗告中。裁判所は時間稼ぎ中。

平成20年3月4日、住民11人は不服として抗告。仮処分というのは、緊急であるから行なうものであるが、なんと1年も経ってもまだ高裁に抗告中。日程さえも決まっていない。高裁にとって日程を延ばしている内に、解体が進めば、裁判の判決文を書く手間が省けるのか、異例な時間かせぎがされている。

冤罪に合った住民は、相手弁護士を懲戒請求。